

控 訴 状

収入 (3万1500円)
印紙

平成25年3月29日

広島高等裁判所松江支部 御中

公文書開示請求拒否処分取消等請求事件

〒680-1165 鳥取市下味野415-1 (住所)

〒680-1417 鳥取県鳥取市桂見665-8 平和開発気付 (送達場所)

(電話 090-9121-9967)

(FAX 0857-54-1781)

控 訴 人 宮 部 慎 太 郎

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ (住所・送達場所)

(電話 080-1442-9144)

(FAX 046-252-6301)

控 訴 人 宮 部 龍 彦

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

被 控 訴 人 鳥 取 市

上 記 代 表 者 市 長 竹 内 功

行 政 処 分 庁 鳥 取 市 長

竹 内 功

訴訟物の価格 320万円

ちょう用印紙額 3万1500円

予納郵便切手 7120円

上記当事者間の鳥取地方裁判所平成24年(行ウ)第3号公文書開示請求拒否処分取消等請求事件につき、平成25年3月15日下記判決の言渡しを受け、控訴人

は、同月20日判決正本の送達を受けたが、同判決は平成24年（行ク）第1号文書提出命令に係る部分を除き不服であるから、控訴する。

第1 原判決の表示

- 1 原告宮部龍彦の訴えのうち、処分の義務付けを求める訴えをいずれも却下する。
- 2 原告宮部龍彦のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 原告宮部慎太郎の訴えのうち、処分の義務付けを求める訴えをいずれも却下する。
- 4 原告宮部慎太郎のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 原告らの平成24年（行ク）第1号文書提出命令の申立を却下する。
- 6 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 公文書開示請求拒否処分（以降、「本件甲処分」という）について
 - (1) 鳥取市長が、平成22年9月2日付けで原告宮部龍彦に対してした、下記の情報（以降、「本件情報」という）に係る本件甲処分を取り消す。
同和対策固定資産税減免（以下「同和減免」という）に関する、平成20年度以降のつぎの文書
 - ・鳥取市下味野地区の減免対象者に対する説明資料一式
 - ・鳥取市下味野地区の同和減免の件数と総額
 - ・鳥取市下味野地区の対象地域（地図など）
 - (2) 鳥取市長は原告宮部龍彦に対し、本件情報の開示決定をせよ。
- 2 個人情報開示請求拒否処分（以降、「本件乙処分」という）について
 - (1) 鳥取市長が、平成22年9月21日付けで原告宮部慎太郎に対してし

た，本件情報に係る本件乙処分を取り消す。

(2) 鳥取市長は原告宮部慎太郎に対し，本件情報の開示決定をせよ。

3 訴訟費用は，第 1 ， 2 審とも被控訴人の負担とする。

第 3 控訴の理由

追って，控訴理由書を提出する。

付 属 書 類

1 控訴状副本 1 通

予納郵便切手

500円×10

100円×8

80円×8

50円×8

20円×10

10円×8